

平成 24 年 5 月 25 日

北海道電力株式会社	代表取締役社長	川合 克彦 殿
東北電力株式会社	取締役社長	海輪 誠 殿
東京電力株式会社	取締役社長	西澤 俊夫 殿
中部電力株式会社	代表取締役社長	社長執行役員 水野 明久 殿
北陸電力株式会社	代表取締役社長	久和 進 殿
関西電力株式会社	取締役社長	八木 誠 殿
中国電力株式会社	取締役社長	荻田 知英 殿
四国電力株式会社	取締役社長	千葉 昭 殿
九州電力株式会社	代表取締役社長	瓜生 道明 殿

社団法人 日 本 医 師 会  
会 長 横 倉 義 武  
四 病 院 団 体 協 議 会  
一 般 社 団 法 人 日 本 病 院 会  
会 長 堺 常 雄  
社 団 法 人 全 日 本 病 院 協 会  
会 長 西 澤 寛 俊  
社 団 法 人 日 本 医 療 法 人 協 会  
会 長 日 野 頌 三  
公 益 社 団 法 人 日 本 精 神 科 病 院 協 会  
会 長 山 崎 學

## 電力使用制限令及び計画停電発動に伴う医療機関等への通電に関する要望

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う大規模な電力供給不足により、東北電力及び東京電力管内では、計画停電の実施や電力使用制限令が発動されました。

こうした広範囲にわたる計画停電の実施による、電力供給停止によって、医療機関や在宅における医療活動が停止し、地域住民の生命と健康が大きく脅かされました。憲法が保障する国民の生存権に鑑みれば、医療を必要とする

国民が、計画停電によって生命の危機に晒される事態は絶対にあってはならないことであり、政府始め関係者は、その回避のために最善の対策を講じる責務を負っていると考えます。

また、電気事業法第27条に基づく電力使用制限令の発動に際しては、日本医師会のデータに基づく働きかけにより、大口需要家である医療機関における電力の使用制限は緩和されたものの、計画停電が実施された場合に通電される医療施設は、根拠不明なまま、政府により東北電力・東京電力管内合計で 505 の医療施設に限定されました。これにより、救急患者のほとんどを受け入れている民間を中心とした救急医療施設が通電対象から外され、国民の生命に重大な危険を及ぼす恐れが生じました。

今夏は、昨年にも増して、全国的な電力需給の逼迫が予測されており、北海道電力・関西電力・四国電力・九州電力管内においては、計画停電の実施の可能性がります。

つきましては、今夏、電力使用制限令の発動や計画停電が実施される場合においては、電力供給が生命線となる全ての医療及び介護施設、並びに居宅における患者や被介護者等(弱者)の生命や健康が脅かされることが無きよう、電力供給を行うことにつき、特段のご配慮をお願い申し上げます。

以上